

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公印省略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。
なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
R8-S-0091	ハラスメント防止に係る各種教育の実施に関する役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自: 契約締結日 至: 令和9年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）
3. 入札日時 令和8年3月6日（金）（10:30）
4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室
5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行うおとす者でないこと。
(6) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）
6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7. 入札保証金及び契約保証金 免除
8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書作成の要否 要
10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、代金の精算に関する特約条項
11. その他
(1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
(2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
(3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
(4) 契約締結日までに令和8年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は本予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。
(5) この一般競争に参加を希望するものは、適合条件を満たすことを証明する書類を

令和8年 2月 27日 (金) 12:00 までに提出しなければならない。

- (6) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」(<https://www.p-portal.go.jp>) を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年 3月 4日 (水) までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (7) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (8) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を持参すること。
受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス : naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名 : 「件名:○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル : 資格審査結果通知書 (全省庁統一資格) の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 高瀬 電話 03-3268-3111 内線20826

適合条件

1 条件

契約相手方は、次の条件を満たしていること。

1 管理者等、相談員に対する集合教育及び一般職員に対する集合教育

- ① 講師は管理職員に対するハラスメント教育に関し、毎年定期的に講義を実施するなど、豊富な経験を有していること。
- ② 講師は職場内におけるコミュニケーション手法に関する教育について、毎年定期的に講義を実施するなど、豊富な知識、経験を有していること。
- ③ 講師は講演や研修講師等の経験を5年以上有していること。

2 ハラスメント加害者に対する指導能力向上教育

- ① 講師はハラスメント行為者に対する教育に関して、直近3年間において定期的に教育を行うなど、豊富な教育実績を有していること。
- ② 講師は職場内におけるコミュニケーション手法に関する教育について、豊富な知識、経験を有していること。
- ③ 講師は産業カウンセラー（自社内規定によるカウンセラー等は除く。）、臨床心理士、公認心理師、社会福祉士、精神保健福祉士、健康心理士、心理相談士のいずれかの資格を有していること。

2 提出書類

前記1の条件を満たすことが客観的に示されているもの（形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示した上で綴るものとする。）。

なお、提出書類に関する問い合わせは、提出期限前日の17時15分までとする。また、提出した証明書等について、官側が説明を求めたときはこれに応じなければならない。

提出された証明書等を審査の結果、当該案件を履行できると認められた者に限り入札の対象とする。

提出書類については虚偽が無いものとする。

3 提出部数

1部

4 提出期限

令和8年2月27日（金）12：00

仕 様 書		
品 名	ハラスメント防止に係る各種教育の実施に関する役務	作 成 年 月 日
		令和8年1月30日
		人事教育局サービス管理官付

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、防衛省・自衛隊におけるハラスメント防止に係る各種教育の実施に関する役務について規定する。

1.2 用語及び定義

a) 管理者等

職員を管理又は監督する地位にある者で、他の職員を事実上管理又は監督していると認められる係長級以上の職員をいう。

b) 相談員

職員からのハラスメントに関する相談に対応する職員をいう。

c) 一般職員

上司等から指示、指導を受ける立場にある係員級の職員をいう。

2 引用文書等

2.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書または見積書の提出時における最新版とする。なお、引用文書の定める事項が本仕様書の内容と異なる場合は、本仕様書を優先する。

著作権法（昭和45年法律第48号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）

2.2 関連文書

セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令

（平成11年防衛庁訓令第29号）

セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令の運用について

（防人服（事）第296号。令和7年5月14日）

パワー・ハラスメントの防止等に関する訓令（平成28年防衛省訓令第17号）

パワー・ハラスメントの防止等に関する訓令の運用について

（防人服（事）第297号。令和7年5月14日）

妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する訓令

（平成28年防衛省訓令第73号）

妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する訓令の運用につ

いて（防人計（事）第465号。28.12.28）

ハラスメント防止ハンドブック（令和元年9月）

上記の資料は、更新の都度、契約相手方に提供する。また、他に本契約に活用できる資料があれば別途提供する。

3 教育等に関する要求

3.1 教育の目的等

a) 管理者等及び相談員に対する集合教育

管理者等に対して、ハラスメントに関する知識、判断力を身につけるとともに、ハラスメントに対する意識を変える。

また、ハラスメントを起こさない、未然に予防するための対処法やスキルを身につける。

b) 一般職員に対する集合教育

係員級の職員に対して、指導とハラスメントの境界線を正しく理解させる。

また、指導を受ける側の意識改革と職場におけるコミュニケーションのマナー向上を図る。

c) ハラスメント加害者に対する指導能力向上教育

ハラスメント加害者に対して、ハラスメントに関する知識、判断力を身につけるとともに、ハラスメントに対する意識を変える。

また、ハラスメントを起こさないための対処法やスキルを身につける。

3.2 役務の期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3.3 役務内容等

a) 管理者等及び相談員に対する集合教育

① 管理者等の責務など、基本的な知識についての確認。

なお、基本的な知識等の確認については、eラーニング等の併用により事前実施することも可とする。

② 職場で起こりやすい事例に基づき、指導とハラスメントの境界線の正しい理解

③ 価値観が異なる職員（若者世代など）とのコミュニケーション手法（アサーティブ・傾聴など）

④ ケーススタディ、グループディスカッションや、シナリオに基づいたロールプレイングを取り入れるなど、より実践的な教育の実施

⑤ 教育修了後の確認テスト（内容の振り返り）の実施

b) 一般職員に対する集合教育

① ハラスメントの定義と基本的な知識についての確認

なお、基本的な知識等の確認については、eラーニング等の併用により事前実施することも可とする。

② 職場で起こりやすい事例に基づき、指導とハラスメントの境界線の正しい理解

③ コミュニケーション改善（価値観の違いへの配慮）

- ④ ケーススタディ、ロールプレイングによる判断力の養成
- ⑤ 教育修了後の確認テスト（内容の振り返り）

c) ハラスメント加害者に対する指導能力向上教育

教育は個別教育とし、以下の項目を基準とした内容とする。

- ① ハラスメントに対する理解
- ② 自己理解
- ③ 健全なコミュニケーション手法の習得
- ④ 事例に基づくロールプレイングの実践
- ⑤ フォローアップ

3.4 役務場所等

a) 管理者等、相談員に対する集合教育及び一般職員に対する集合教育

下記の場所で実施することとする。

なお、実施部隊の状況により実施場所に変更が生じる場合は、官側と契約相手方で調整するものとする。

番号	場 所
1	陸上自衛隊札幌駐屯地 北海道札幌市中央区南26条西10丁目
2	陸上自衛隊旭川駐屯地 北海道旭川市春光町国有無番地
3	陸上自衛隊函館駐屯地 北海道函館市広野町6番18号
4	陸上自衛隊八戸駐屯地 青森県八戸市市川町字桔梗野官地
5	陸上自衛隊多賀城駐屯地 宮城県多賀城市丸山2-1-1
6	陸上自衛隊船岡駐屯地 宮城県柴田郡柴田町大字船岡字大沼端1-1
7	陸上自衛隊郡山駐屯地 福島県郡山市大槻町字長右エ門林1
8	陸上自衛隊目黒駐屯地 東京都目黒区中目黒2-2-1
9	陸上自衛隊朝霞駐屯地 東京都練馬区大泉学園町
10	陸上自衛隊相馬原駐屯地 群馬県北群馬郡榛東村大字新井1017-2
11	陸上自衛隊練馬駐屯地 東京都練馬区北町4-1-1

12	陸上自衛隊松本駐屯地 長野県松本市高宮西 1 - 1
13	陸上自衛隊守山駐屯地 愛知県名古屋守山区守山 3 丁目 1 2 - 1
14	陸上自衛隊明野駐屯地 三重県伊勢市小俣町明野 5 5 9 3 - 1
15	陸上自衛隊大津駐屯地 滋賀県大津市際川 1 - 1 - 1
16	陸上自衛隊宇治駐屯地 京都府宇治市五ヶ庄官有地
17	陸上自衛隊伊丹駐屯地 兵庫県伊丹市緑が丘 7 - 1 - 1
18	陸上自衛隊千僧駐屯地 兵庫県伊丹市広畑 1 - 1
19	陸上自衛隊姫路駐屯地 兵庫県姫路市峰南町 1 - 7 0
20	陸上自衛隊海田市駐屯地 広島県安芸郡海田町寿町 2 - 1
21	陸上自衛隊善通寺駐屯地 香川県善通寺市南町 2 - 1 - 1
22	陸上自衛隊目達原駐屯地 佐賀県神埼郡吉野が里町立野 7
23	陸上自衛隊佐賀駐屯地 佐賀県佐賀市川副町大字犬井道 9 4 7 6 - 2 9
24	陸上自衛隊健軍駐屯地 熊本県熊本市東町 1 - 1 - 1
25	陸上自衛隊那覇駐屯地 沖縄県那覇市鏡水 6 7 9
26	陸上自衛隊宮古島駐屯地 沖縄県宮古島市上野字野原
27	海上自衛隊館山地区 千葉県館山市宮城無番地
28	海上自衛隊下総地区 千葉県柏市藤ヶ谷 1 6 1 4 - 1
29	海上自衛隊横須賀地区 神奈川県横須賀市西逸見町 1 丁目無番地
30	海上自衛隊厚木地区 神奈川県綾瀬市無番地

31	海上自衛隊舞鶴地区 京都府舞鶴市字余部下1190
32	海上自衛隊阪神地区 兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町37
33	海上自衛隊江田島地区 広島県江田島市江田島町国有無番地
34	海上自衛隊徳島地区 徳島県板野郡松茂町住吉字住吉開拓38
35	海上自衛隊岩国地区 山口県岩国市三角町2丁目
36	海上自衛隊小月地区 山口県下関市松屋本町3-2-1
37	海上自衛隊大村地区 長崎県大村市今津町10
38	海上自衛隊鹿屋地区 鹿児島県鹿屋市西原3-11-2
39	航空自衛隊三沢基地 青森県三沢市後久保125-7
40	航空自衛隊熊谷基地 埼玉県熊谷市拾六間839
41	航空自衛隊横田基地 東京都福生市大字福生2552
42	航空自衛隊小松基地 石川県小松市向本折町戊267
43	航空自衛隊浜松基地 静岡県浜松市中央区西山町無番地
44	航空自衛隊静浜基地 静岡県焼津市上小杉1602
45	航空自衛隊奈良基地 奈良県奈良市法華寺町1578
46	航空自衛隊美保基地 鳥取県境港市小篠津町2258
47	航空自衛隊春日基地 福岡県春日市原町3-1-1
48	航空自衛隊新田原基地 宮崎県児湯郡新富町大字新田19581

b) ハラスメント加害者に対する指導能力向上教育

東京都23区内とし、受講者のプライバシー保護の観点から、周りから受講の様子が見られないことがない完全個室の部屋を契約相手側で準備する。

なお、受講者が希望する場合は、オンラインによる受講も実施できるものとする。

3.5 役務対象人数

a) 管理者等、相談員に対する集合教育及び一般職員に対する集合教育

各教育ごと40名程度

b) ハラスメント加害者に対する指導能力向上教育

上限10名

3.6 教育期間等

a) 管理者等、相談員に対する集合教育及び一般職員に対する集合教育

契約締結日から令和9年3月31日（水）までの期間（12月29日から1月3日及び、土日祝日を除く）で、午前9時から午後12時まで及び、午後1時から午後4時までの間のそれぞれ3時間を教育時間とし、細部については官側が指定する日時に実施するものとする。

b) ハラスメント加害者に対する指導能力向上教育

契約締結日から令和9年3月31日（水）までの期間（12月29日から1月3日及び、土日祝日を除く）で、10:00から17:00の間において、官側との調整により日時を決定するものとする。

また、「3.3 役務内容等」で示した項目について、一人あたり10回を上限として、実施項目の1回あたりの教育時間は3時間を上限とし、下表のとおり、実際の受講人数に応じて精算を行うものとする。なお、教育の実施単価については、契約金額の内訳を上限とする。

なお、個別の状況により教育項目等を変更する場合は、事前に官側と調整するものとする。

精算品目表

(税込)

番号	品目名	上限単価（単位：円）	上限数量	備考
1	ハラスメント加害者に対する指導能力向上プログラム	1名	—	300時間 数量の精算

3.7 本業務の実施体制

契約相手方は、本業務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議するものとする。

以下の能力を有する経験豊富な講師1名を派遣できること。

a) 管理者等、相談員に対する集合教育及び一般職員に対する集合教育

- ① 講師は管理職員に対するハラスメント教育に関し、毎年定期的に講義を実施するなど、豊富な経験を有している。
- ② 講師は職場内におけるコミュニケーション手法に関する教育について、毎年定期的に講義を実施するなど、豊富な知識、経験を有していること。

- ③ 講師は講演や研修講師等の経験を5年以上有しており、受講者に興味を持たせるとともに、受講意欲を持続させる技術に長けていること。

b) ハラスメント加害者に対する指導能力向上教育

- ① 講師はハラスメント行為者に対する教育に関して、直近3年間において定期的に教育を行うなど、豊富な教育実績を有していること。
また、受講者に対して受講意欲を持続させる技術に長けていること。
- ② 講師は職場内におけるコミュニケーション手法に関する教育について、豊富な知識、経験を有していること。
- ③ 講師は産業カウンセラー（自社内規定によるカウンセラー等は除く。）、臨床心理士、公認心理師、社会福祉士、精神保健福祉士、健康心理士、心理相談士のいずれかの資格を有していること。

3.8 実施計画書及び協議

契約相手方は、契約締結後速やかに、官側の担当職員と協議の上、教育スケジュール及び、教育を実施するにあたり必要な事項を記載した実施計画書を作成し、提出するものとする。

a) 管理者等、相談員に対する集合教育及び一般職員に対する集合教育

- ① 役務場所（駐屯地等）までの移動は、契約相手方の負担とする。
- ② 契約相手方が役務遂行のために使用するテキスト、その他の消耗品については、契約相手方の負担とする。ただし、教育実施時に役務対象者に配布するテキスト等の印刷については、官側が行う。
- ③ 教育に必要な器材等（マイク、スピーカー、プロジェクター、スクリーン、パソコン）は、官側と事前調整の上、無償で借り受けることができる。
- ④ 役務を行う具体的日時、場所及び教育対象者数等の細部事項については、原則として、事前に官側と契約相手方が調整を行うものとする。その際、日時等について官側からの指示があった場合には、契約相手方はその指示に従うこと。
- ⑤ 官側の都合及び真にやむを得ない事由等により、役務を行う場所、日時に変更が生じる場合には、官側と契約相手方との間で協議し、官側からの指示に契約相手方は従うこと。
- ⑥ 契約相手方は、派遣講師、教育内容及びテキスト等について、事前に官側と協議し、承認を得た後、教育を行うものとする。

b) ハラスメント加害者に対する指導能力向上教育

- ① 契約相手方が役務遂行のために使用するテキスト、その他の消耗品については、契約相手方の負担とする。
- ② 役務を行う具体的日時、場所及び教育対象者数等の細部事項については、原則として、事前に官側と契約相手方が調整を行うものとする。
- ③ 官側の都合及び真にやむを得ない事由等により、受講者、役務を行う日時等に変更が生じる場合には、官側と契約相手方との間で協議し、決定するものとする。
- ④ 契約相手方は、派遣講師、教育内容及びテキスト等について、事前に官側と協

議し、教育を行うものとする。

4 提出書類

契約相手方は、表 1 に示す提出書類を提出し、官側の承認を得るものとする。

表 1 提出書類

書類の名称	部数	提出期限	備考
実施計画書	各 1 部	契約締結後 1 4 日以内	データ
役務従事者名簿	各 1 部	契約締結後速やかに（及び必要の都度）	データ
第三者従事届	各 1 部	必要の都度	データ

5 役務完了の確認

契約相手方は、役務完了時に、防衛省人事教育局サービス管理官付支出負担行為担当官補助者（人事教育局サービス管理官付検査官）の確認を受けるものとする。

6 その他の指示

6.1 著作権の移転

本契約の履行に際して第三者の著作権その他の権利を侵害しないことを確認するものとする。また、本役務によって発生した著作権については、教育で使用するテキストを除き官側に譲渡するものとする。

6.2 官側の支援

契約相手方は、本役務を遂行するに当たり、官の保有するデータ及び文献等を使用する必要がある場合は、あらかじめ官側と十分調整の上、官側の規則等を遵守し、官側に申請し無償で支援を受けることができるものとする。

6.3 国等による環境物品等の調達に関する法律の準備

本調達物品等が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 7 年 1 月 28 日変更閣議決定）」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

6.4 疑義

この仕様書により難しい場合には、契約相手方と支出負担行為担当官等との間で協議し、処理するものとする。